

# 青森県報

第五百八十九号

令和五年  
三月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程…………… (保健衛生課) …… 一
- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (障害福祉課) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 三

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (構造政策課) …… 三
- 教 育 委 員 会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (総合学校教  
育センター) …… 四
  - 右 同…………… (同) …… 五
  - 右 同…………… (同) …… 五
- 監 査 委 員 会
- 監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第百八十六号

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条、第9条関係) 結核予防事業計画書 (実績書)

(単位 人、円)

区分	対象人員	受診人員	間接撮影		直接撮影	備考
			レントゲンカメラ	ミラーカメラ mm		
高等学校以上の生徒及び学生						
その他						
合計						
補助基準単価			@	@	@	
補助基準額						
事業開始年月日	年 月 日	年 月 日	事業完了(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

附則

- この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県結核予防補助金交付規程第二号様式の規定は、令和五年度分の補助金から適用し、令和四年度分までの補助金については、なお従前の例による。

青森県告示第百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和五年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定期限
	名称	所在地		
山口 大夢	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害）、そしゃく機能障害	令和五・四・一

青森県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	国 道	二七九号	下北郡大間町大字大間字根田内八の五九から	下北郡大間町大字大間字根田内八の四三一まで	前	一〇・二〇メートルから 二五・三〇メートルまで	一一八・二〇メートル	
			下北郡大間町大字大間字根田内八の五〇から	下北郡大間町大字大間字根田内八の五〇まで	後	二五・三〇メートルから 九・三〇メートルまで	四一六・七〇メートル	
2	国 道	三三八号	下北郡大間町大字大間字根田内八の五六から	下北郡大間町大字大間字根田内八の三八八まで	前	一〇・四〇メートルから 三二・九〇メートルまで	五六・四〇メートル	
			下北郡大間町大字大間字根田内一〇から	下北郡大間町大字大間字根田内八の四二九まで	後	九・三〇メートルから 三二・九〇メートルまで	四七三・一〇メートル	

青森県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
国道二七九号	下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の五〇まで	令和 五・三・三
国道三三八号	下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の四二九ま で	〃

公

告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和五年三月二十二日認可したので、同条第一項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和五年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社ファーム ランド 青森市	株式会社ファーム ランド 青森市	青森市大字大別内字西田一五五の一 青森市大字大別内字西田一五〇の一 か二筆
株式会社ヤマウチ ファーム 弘前市	株式会社ヤマウチ ファーム 弘前市	青森市大字蒔苗字油伝一〇八の九ほか 一筆
松本 美沙貴 黒石市	松本 美沙貴 黒石市	黒石市松原一六の二
小山内 隆一 南津軽郡藤崎町	小山内 隆一 南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字藤崎字根子橋四三 ほか六筆
堀内 俊春 青森市	堀内 俊春 青森市	南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田五ほ か二筆

戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	川嶋 一成	戸来 直城	戸来 直城	月館 啓三	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	竹ヶ原 一志	日野口 敏章	小笠原 杉雄	株式会社おいらせ大地	成田 新二	エヌケーライン株式会社
十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	三沢市	十和田市	十和田市	三沢市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	北津軽郡板柳町	五所川原市
三沢市大字三沢字淋代平一七六七ほか八筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二四四九ほか二筆	三沢市大字三沢字淋代平二五三九ほか七筆	三沢市大字三沢字淋代平二四〇四ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一八四四ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平二五三七ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平二三八八ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二三六二ほか四筆	三沢市大字三沢字淋代平一三六八ほか四筆	三沢市大字三沢字淋代平一三六六ほか一筆	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一一九	十和田市大字三本木字一本木沢一〇の二	十和田市東十六番町三〇四	十和田市大字伝法寺字黒松前八二ほか一筆	十和田市大字米田字筋久保六の二のうちほか九筆	北津軽郡板柳町大字滝井字繫沼二〇九ほか二筆	五所川原市磯松磯部五ほか四筆

**教育委員会**

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	戸来 直城	月館 啓三	戸来 直城	株式会社ニツ森ファーム	木村 光助
十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡おいらせ町
三沢市大字三沢字淋代平二五四三ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二四〇七ほか二筆	三沢市大字三沢字淋代平二七九四ほか七筆	三沢市大字三沢字淋代平二四〇一ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一九〇八ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二五〇八	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二五〇九	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二四五六ほか二筆	三沢市大字三沢字淋代平一二九四ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二六四九ほか五筆	上北郡七戸町字舟場向川久保八三八	上北郡おいらせ町二川目一丁目の一三ほか二筆	

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十二日

青森県総合学校教育センター所長 成 田 弘 行

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算組織の賃貸借 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総合学校教育センター  
青森市大字大矢沢字野田八〇の二
  - 三 契約の方法  
随意契約
  - 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年一月二十四日
  - 五 契約の相手方の名称及び住所  
FLCS株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三
  - 六 契約金額  
六百六十六万六千七百二十六円
  - 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
  - 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示**
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十二日

青森県総合学校教育センター所長 成 田 弘 行

一 物品等の名称及び数量

ASNセンター機能整備機器の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年一月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

FLCS株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額

百四十五万五千五百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~

**特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十二日

青森県総合学校教育センター所長 成 田 弘 行

- 一 物品等の名称及び数量  
教育情報システムの賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター  
青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年二月七日

五 契約の相手方の名称及び住所

FLCS株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三

六 契約金額

八十七万四千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

令和四年九月十四日付け青森県報第五百一十一号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、青森県知事、青森県病院事業管理者及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和五年三月二十二日

青森県監査委員 竹内均  
青森県監査委員 川嶋由紀子  
青森県監査委員 齊藤爾  
青森県監査委員 鳴海惠一郎

監査結果に対する措置の公表

| 監査箇所名        | 監査結果                                       | 措置の内容                                                                |
|--------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 総務学事課        | 補助金において、支払手続が滞延しているものがあつたので、適正な事務執行に努めること。 | 財務事務の適正執行について、定期的に業務の進捗を担当者及びGMが確認することなどにより、支払滞延再発防止を図っている。          |
| 東青森地域民局地域連携部 | 令和4年5月31日現在、県収入未済額が多額にあること。                | 県の収入未済額については、税の収入や市町村税の徴収対策を講じて、令和4年度の徴収率を向上させ、令和5年度の徴収率を向上させることとする。 |
| 環境保全課        | 令和4年5月31日現在、多額の収入未済額があること。                 | 差押中の債権管理を適切に行い、収入未済額の削減に努めること。                                       |
| 自然保護課        | 令和4年5月31日現在、多額の収入未済額があること。                 | 工事の進捗状況を適宜確認                                                         |





|                          |                                                 |                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|                          | いるものがあつたの執行に努めること。                              | チェックを進め、早期に事務                                         |
| <p>下北地域県民局地域整備部</p>      | <p>契約事務に金の支払いが適切に行われていたの執行に努めること。</p>           | <p>変更契約の継続に要する費用は、更に確認することを実施する。</p>                  |
| <p>都市計画課(青森県下水道事業会計)</p> | <p>令和4年3月31日現在、環境使用料未納額が約366万円で、その解消に努めること。</p> | <p>今年度未納金に付いては、指導後とも滞納者なく、未納額を消すこと。</p>               |
| <p>観光企画課</p>             | <p>契約事務に金の支払いが適切に行われていたの執行に努めること。</p>           | <p>今後、青森県下水道事業の縮減に向け、同様の活用を進め、中長期的な視点で、率</p>          |
| <p>青森県立中央病院</p>          | <p>令和4年3月31日現在、過年度医療費の未収金に努めること。</p>            | <p>文書や電話による催促、訪問調査による未収金の回収、督促書の送付、利用防止にも積極的に努める。</p> |

|                    |                                               |                                                    |
|--------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>青森県立つくしが丘病院</p> | <p>令和4年3月31日現在、過年度医療費の未収金に努めること。</p>          | <p>文書や電話、あるいは訪問による未収金の回収、督促書の送付、利用防止にも積極的に努める。</p> |
| <p>青森県警察本部</p>     | <p>令和4年5月31日現在、延滞料等に未納額が多額に上り、その解消に努めること。</p> | <p>放置違反金の自主納付を促すことや、滞りなく未納額を回収すること。</p>            |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円